



「令和元年東日本台風(台風19号)による被害」

長和の風

■発行と編集/
信州長和町直営
別荘地総合管理センター
TEL 0268-68-2906
FAX 0268-68-2191

令和5年7月発行
第36号

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5 命の危険 直ちに安全確保！	既に災害が発生・切迫している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (市町村が発令) ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
警戒レベル <b>4</b> 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 <b>速やかに危険な場所から避難先へ避難</b> しましょう。	避難指示 (市町村が発令) ※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
警戒レベル <b>3</b> 危険な場所から 高齢者等は 避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)



長和町におきましては、平成18年7月豪雨災害、また令和元年10月に発生しました令和元年東日本台風(台風19号)による大きな災害が発生しております。当直営別荘地におきましても、前述の東日本台風発生時には、学者村別荘地第二期の幹線道路が崩落、美し松ハイランド別荘地

におきましては複数の床下浸水が発生するなど、大規模な災害が発生しました。このように災害は、いつ発生するかわからない状況にあります。被害を最小限に抑えることは可能であると考えます。今回の特集により当直営別荘地オーナーの

皆様におかれまして、「避難のタイミング」や「避難施設」を、再度確認することにより、オーナー様それぞれの避難方法や避難の際に持ち出す物等、「災害への備え」について、十分に検討していただければと思います。(※今回の特集におきましては、台風・大雨災害に関する情報を中心にお知らせいたします)

## 直営別荘地における「災害への備え」を再度、確認しましょう！



# 災害に備えて…



## 1. 警戒レベル4「避難指示」で必ず避難しましょう!

令和3年5月より、避難のタイミングをより分かりやすくするため、呼び方を「避難指示(警戒レベル4)」に一本化されました。災害発生時におきまして、気象情報や河川の水位、長和町消防団や直営別荘地管理スタッフの巡回による情報収集などを基に、町から「避難指示」が発令された場合は、必ず避難しましょう。

当直営別荘地において災害が発生した場合、災害等に関する情報は「直営別荘地ホームページ」や「緊急防災メール(※登録制)」にて随時発信・更新しております。

しかし、ホームページやメールを確認できないオーナー様におかれましては、緊急防災メールにご登録いただくとともに、所有する別荘地周辺において、大きな音(ゴロゴロと石が擦れる音等)や異臭(硫黄のような臭いがする等)が発生するなど『いつもと違う状況』を感じた場合、まず第1に各別荘地管理事務所へ連絡をお願いいたします。

また各別荘地管理事務所と連絡が取れない場合は、**信州長和町直営別荘地総合管理センター(電話0268-68-2906)**、夜間であれば**長和町役場(電話0268-68-3111※24時間対応)**へご連絡をいただき、ご自身の状況を伝え、担当者の指示に従ってください。

◎直営別荘地『緊急防災メール』への登録について

**信州長和町直営別荘地総合管理センター**  
TEL 0268-68-2906

E-mail [besso.nagawatown@gmail.com](mailto:besso.nagawatown@gmail.com)

※緊急防災メールの登録につきましては、上記までお問い合わせください

◎直営別荘地の緊急連絡先

◆午前8時30分～午後5時15分

**信州長和町直営別荘地総合管理センター(学者村別荘地)** 0268-68-2906

**美し松ハイランド別荘地管理事務所** 0268-69-2732

**ふれあいの郷別荘地管理事務所** 0268-69-2541

**美ヶ原高原郷別荘地** 0268-88-2167

◆夜間(※上記以外の時間帯)

**長和町役場(代表)** 0268-68-3111

## 2. 各別荘地の避難施設について

台風や大雨が継続している状況の中、滞在する別荘において「このまま別荘に留まることは危険である」と感じた場合は、各別荘地の「一時避難施設」へ避難し、各別荘地管理事務所、また直営別荘地総合管理センターや長和町役場へ連絡し、ご自身の状況を伝えながら担当者の指示に従ってください。

また台風等が迫っており、事前に大規模な避難施設へ避難したい場合や、滞在する別荘地に、町から警戒レベル4の「避難指示」が発令された場合は、一時避難施設ではなく『広域避難施設』への避難をお願いします。



### ①学者村別荘地の場合

【一時避難施設】

学者村第1期、第4期…学者村山の家代替施設  
(※現在建設中)

学者村第2期…直営別荘地総合管理センター  
学者村第3期…旧学者村第3期管理事務所

【広域避難施設】

古町コミュニティセンター(学者村第3期)  
町民センター集会ホール  
(学者村第1期、第2期、第4期)

### ②美し松ハイランド別荘地・駒場台別荘地の場合

【一時避難施設】

美し松ハイランド別荘地管理事務所

【広域避難施設】

姫木コミュニティセンター  
姫木平自然の家(※美し松自主防災組織指定避難施設)

### ③北白樺高原ふれあいの郷別荘地

【一時避難施設】

ふれあいの郷管理事務所  
長門緑地等管理中央センター

【広域避難施設】

姫木コミュニティセンター

### ④美ヶ原高原郷別荘地

【一時避難施設】

美ヶ原高原郷別荘地管理棟

【広域避難施設】

長和町役場和田支所

※各避難施設の場所や連絡先等を確認したい場合は、各管理事務所にて管理スタッフが、ご説明いたしますので、お気軽にご相談ください。

## 3. 災害が発生する前に「対策」を

前述しました各避難施設の確認や別荘から避難施設までの経路確認、また非常時の持ち出し品や情報収集手段など、災害が発生する前の対策として再度、見直しを実施し、ご家族と共有しておくことが大切です。

各別荘地管理事務所では「長和町防災ハザードマップ」や「長和町暮らしの便利帳」など、災害発生時に役立つ情報を盛り込んだ冊子を常備しております。常駐する管理スタッフと「別荘地における災害」について情報交換することも非常に重要ですので、お気づきの点等ありましたら、各別荘管理事務所、直営別荘地総合管理センターへお立ち寄りください。

### 非常用持ち出しパックの準備

(避難の際に持ち出す)

- 貴重品(現金簿帳、印鑑、現金、保険証等)
- 防災用ヘルメット・頭巾 ■レインコート ■防水袋・下着
- 食品(缶詰(アルファ米など)、ビスケット、チョコレート等)  
※食品は3日分準備しておくのが望ましいとされています。
- 飲料水 ■懐かしのスnick ■懐中電灯・携帯ラジオ
- 予備電池・携帯充電機 ■マッチ・ろうそく
- 衛生用品(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- 使い捨てカイロ ■ブランケット ■軍手 ■ペン・ノート
- 洗面用品(歯ブラシ・歯磨き粉・タオルなど)
- 感染症対策にも有効です
- マスク ■手拭紙専用アルコール ■石鹸・ハンドソープ
- ウェットティッシュ ■体温計
- 乳児がいる家庭は紙おむつ、ミルク、哺乳瓶などを用意しておきましょう。 出典: 厚生労働省(災害に対するご家庭での備え)



直営別荘地総合管理センターから  
「別荘地内でのゴミの出し方」について

長和町のルールでお願いします！

直営別荘地総合管理センターの柳澤です。昨年の「長和の風第35号」に引き続き、今回も「直営別荘地でのゴミの出し方」について特集させていただきます。なぜ連続で「ゴミの出し方」について特集するかと申しますと、依然として確認不足や長和町のルールに沿って出すことができない『ゴミ』が、各別荘地のゴミステーションに多く見受けられるためです。



別荘オーナー様が夜間でも利用しやすいように、別荘地内のゴミステーションは常時開放しておりますが、常時開放していることから、様々なルールを無視し、上記の写真のような粗大ゴミを投棄される方がいらつしやいます。『ゴミステーションへの不法投棄については以前から問題となっており、別荘広報紙「長和の風」や直営別荘地のホームページでも、継続的に注意喚起を行って参りましたが、向に改善されておらず、

**不法投棄は  
犯罪です！**

総管理センターや各管理事務所では、別荘オーナー様が可燃ゴミや不燃ゴミを各別荘地内のゴミステーションに出す場合、必ず「**長和町指定の「ゴミ袋」**」に入れ、出していたくようにお願いしております。ゴミステーションにおいて、ゴミの収集作業をしていると、『川西』や『茅野市』というゴミ袋に入れ

**別荘地内で  
ゴミを出す場合は  
「長和町指定袋」で  
出しましょう！**

そのようなことにならぬよう、ゴミステーションへの不法投棄は絶対にやめてください！

長和町では「豊かな自然環境と共存するまちなみづくり」を、町の目標として掲げていることから、町内(別荘地内も同様)でゴミを出す場合、他県や他市町村と比べ、細かくゴミを分別する必要があります。長和町に別荘を所有されるオーナー様も、同様に直営別荘地内でゴミを出す場合は、必ず「長和町のルール」に従ってゴミを出してください。

昨年度より各別荘地内のゴミステーションに「防犯カメラ」や「ブラッシュライト」を設置しなければならぬ状況となっております。設置しました防犯カメラは二十四時間三百六十五日休むことなく起動し、暗い画像でも解析できる高性能なカメラとなっておりますので、不法投棄が今後も継続する場合は、カメラの画像を証拠として警察に相談しなければならぬことも予想されます。



て、ゴミを出しているオーナー様がいらつしやいます。確かに近隣のスーパーやホームセンターでも、長和町の指定袋と同じ売り場で取り扱われているため、間違えて購入してしまう場合もあるかもしれません。『川西』というゴミ袋は隣の立科町専用の袋です。『茅野市』のゴミ袋は茅野市でしか処分できず、長和町では回収することができないゴミ袋となつてしまいます。ゴミ袋を購入される際は、必ず「**長和町**」と記載されたゴミ袋をご購入いただきますようお願いいたします。

**ゴミの出し方がわからない場合はどうしたらいいの？**

各別荘地内のゴミステーションに「**ごみの分別表**」及び「**分別案内板**」が掲示されておりますので、掲示に従いながら、それぞれ分別していただきますようお願いいたします。また、総合管理センターや各管理事務所に相談いただければ、適正なゴミの分別方法についてアドバイスさせていただきますので、お気軽にスタッフへお声がけください。

## 直営別荘地総合管理センターから

### 【賃借権区画で契約満期を迎えるオーナー様へ】

契約満期を迎えるオーナー様には「契約更新に係る手続き」について、事前にお知らせしております。その中で様々な事情により別荘を手放さなければならない等の相談をいただくことがあります。直営別荘地の解約につきましては下記の項目について、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 【解約条件について】

- 当直営別荘地では賃借権契約満期での解約となります。期日についてご不明の方は、総合管理センターまでご相談ください。
- 別荘料金をはじめ、税金や公共料金の未納がある場合は解約できません。解約手数料も別途必要ですので、納入方法等については総合管理センターまで、ご相談ください。
- 契約区画の「建物・工作物の撤去」「解約整備」が必要です。契約区画を返却する場合は、別荘地の維持管理及び再販等を実施するため、解約手続き前に「建物・工作物の撤去」と「解約整備」を実施いただく必要があります。
- その他  
「契約者様の死亡により相続手続きが必要なお客様」「共有名義で契約しているお客様」につきましては、通常の手続きに加え様々な手続きが必要となります。そのような場合は手続き完了まで、ある程度の期間をいただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【解約後の別荘料金について】

当直営別荘地の別荘料金(管理費等)の請求は「毎年12月」にお願いしております。「解約月」は、すべての解約事務が終了した「月」となり、当該年の1月から解約月までの管理料等は「月割り」にて、別荘料金を12月に請求させていただきます。

#### 《一例》 解約及び売買に係る別荘料金の算出方法について

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			解体月	解約月							請求月
別荘料金 請求対象期間				別荘料金 請求対象外期間							

### 【住所や電話番号が変わった場合】

お客様の住所や電話番号等に変更があった場合は、速やかに総合管理センターまでご連絡ください。

### 【別荘地を次の世代へ確実に承継するために相続登記】

相続の手続きが滞っていたため、登記事務が完了しないケースが多く見受けられます。

令和6年4月より相続登記が義務化されます。ご契約者様がすでに亡くなられており相続登記がお済みになられていない場合は早急にお手続きの方をお願いいたします。

確実に次の世代へ別荘を継承するために、ご検討いただきますようお願いいたします。

### 【学者村別荘地に係る新しい管理委託契約書について】

学者村別荘地に係る旧管理委託契約書につきましては、更新を迎えるオーナー様から順次、新しい管理委託契約書へ移行いただいておりますので、必要事項を記入の上ご返信ください。また連絡先につきましても登録方法が変更となっておりますので、ご不明の際は総合管理センターまでご相談ください。

### ●別荘をキレイに保つために

区画内をキレイに保つために、様々な専門業者を紹介しておりますので総合管理センターまでご相談ください。

### ●令和5年度景観整備事業について

現在、直営別荘地内の「松くい虫被害」については甚大な被害が発生しております。所有区画内に赤松があるオーナー様におかれましては、松くい虫被害木の伐採及び赤松の全伐等にご協力ください。

### ●区画内の草刈作業の受付を開始します

総合管理センターでは、毎年、春から秋にかけて草刈作業の受付をしております。草が繁茂している状態は、害虫の発生、ごみの不法投棄などの犯罪が発生しやすくなります。皆様が気持ちの良い区画を維持するため、定期的な区画内整備を実施しましょう。

#### 1 区画 ¥5,500+ 消費税

※合区の場合は複数区画計算となります。また、作業量の多い区画については別途料金が発生することもございます。

※お申込みは、電話、ファックス、メールにて受付けています。区画番号、お名前、実施時期などを伝えてください。(残したい花木がある方は「指示書」を图示して提出してください。または、敷地内に誰でもわかるように目印をお願いします。)

### ●別荘地管理道の草刈りにについて

◆今年も各別荘地において道路維持管理作業が順次始まります。オーナー様が植えた花木等を刈り込んでしまうことのないよう「目印」など付けていただけると助かります。また作業時、伐採音で車の通過がわからない場合がございます。作業現場を通過する際は、軽く「クラクション」等で合図いただくと幸いです。

◆樹木が成長しております。各オーナー様所有区画から幹線道路等に伸びている枝等の処理をお願いします。また車の往来等に支障があり早急に対応しなければならないものについては、管理センターの判断で伐採させていただきますので、ご了承願います。

#### 信州長和町直営別荘地総合管理センター(学者村別荘地)

☎0268(68)2906 / ☎0268(68)2191

●WEB <http://villanagawa-nagano.com>

●MAIL [besso.nagawatown@gmail.com](mailto:besso.nagawatown@gmail.com)

美し松ハイランド管理事務所 ☎&☎0268(69)2732

ふれあいの郷別荘地管理事務所 ☎&☎0268(69)2541

美ヶ原高原郷別荘地管理棟 ☎0268(88)2167

定休日	直営別荘地総合管理センター	美し松	ふれあいの郷	美ヶ原高原郷
	年中無休	日曜、月曜	火曜、金曜	月曜、水曜、金曜

### 編集後記

年2回発行の「長和の風」夏号を編集し終えて安堵しています。

今日はお酒と柿の種で乾杯です。別荘もいい季節となつてまいりました。今年の夏は沢山の思い出を作ってください。

では、また冬号でお会いしましょう。

JN